平成25年3月28日門真市条例第3号

〔注〕平成25年5月から改正経過を注記した。

#### 改正

平成25年3月28日門真市条例第4号 平成25年5月20日門真市条例第25号 平成26年3月28日門真市条例第4号 平成26年9月29日門真市条例第21号 平成27年3月24日門真市条例第4号 平成28年3月24日門真市条例第9号 平成28年9月30日門真市条例第24号 平成29年3月27日門真市条例第2号 平成29年3月31日門真市条例第9号 平成30年3月26日門真市条例第1号 平成30年9月25日門真市条例第16号 平成31年3月25日門真市条例第4号 令和2年3月19日門真市条例第2号 令和2年9月18日門真市条例第37号 令和3年3月22日門真市条例第1号 令和4年3月22日門真市条例第2号 令和4年6月24日門真市条例第18号 令和4年9月27日門真市条例第23号 令和4年12月16日門真市条例第32号 令和5年3月27日門真市条例第1号 令和5年3月27日門真市条例第12号 令和5年7月5日門真市条例第14号 令和5年9月29日門真市条例第30号 令和6年3月26日門真市条例第3号 令和6年6月20日門真市条例第21号 令和6年9月27日門真市条例第28号

# 令和7年3月24日門真市条例第2号 令和7年3月24日門真市条例第13号

門真市附属機関に関する条例

附属機関に関する条例(昭和33年条例第6号)の全部を改正する。

(設置)

- 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「執行機関等」という。)の附属機関は、別表に定めるとおりとする。
  - 一部改正〔平成27年門真市条例 4 号・28年24号・令和 2 年 2 号〕

(委任)

- 第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。
  - 一部改正〔平成27年門真市条例 4 号〕

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
  - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

_	. <u>అ</u> ం							
	改正後			改正前				
別	別表(第1条関係)			別表(第1条関係)				
	区分	報酬額		区分	報酬額			
				\$ 略				
				特定の資格又は高度な知	日30,000円を超			
	5 略			  識、経験、技能若しくは	えない範囲内で			
				技術をもって従事する職	市長が定める額			
				員				

退職手当審査会委員	略	ξ
建設事業再評価委員会委	日	8,400円
員		
指定管理者候補者選定委	日	8,400円
員会委員		
第5次総合計画施策評価	日	8,400円
委員会委員		
市民公益活動事業審査会	日	8,400円
委員		
カドマイスター認定委員	日	8,400円
会委員		
中小企業サポートセンタ	日	8,400円
一運営事業委託事業者選		
定委員会委員		
認定農業者認定委員会委	日	8,400円
員		
子ども・子育て会議委員	日	8,400円
社会福祉法人設立認可等	日	8,400円
審査会委員		
地域福祉計画審議会委員	日	8,400円
地域福祉計画推進協議会	日	8,400円
委員		
健康増進計画・食育推進	日	8,400円
計画審議会委員		
放課後児童クラブ運営事	日	8,400円
業委託事業者選定委員会		
委員		
母子家庭等自立促進計画	日	8,400円
審議会委員		

退職手当審査会委員	略

敬老会事業委託事業者及	日	8,400円
び長寿祝品等選定委員会		
委員		
高齢者保健福祉計画審議	目	8,400円
会委員		
養護老人ホーム入所判定	日	8,400円
委員会委員		
廃棄物処理業務委託事業	日	8,400円
者選定委員会委員		
水道事業経営審議会委員	日	8,400円
教育委員会指定管理者候	日	8,400円
補者選定委員会委員		
教育委員会点検・評価検	日	8,400円
討委員会委員		
英語教育活動事業委託事	日	8,400円
業者選定委員会委員		
義務教育諸学校教科用図	日	8,400円
書選定委員会委員		
子ども英会話講座事業委	日	8,400円
託事業者選定委員会委員		
生涯学習推進基本計画策	日	8,400円
定委員会委員		
中学生海外派遣研修事業	日	8,400円
委託事業者選定委員会委		
員		
めざせ世界へはばたけ事	日	8,400円
業推進委員会委員		
(仮称) 門真市立総合体	日	8,400円
育館設計業務委託事業者		

	- 1

選定委員会委員						
特定の資格又は高度な知	日30,000円を超					
識、経験、技能若しくは	えない範囲内で					
技術をもって従事する職	市長が定める額					
員						
備考略		備考	略			

(門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年門真市条例第21号) の一部を次のように改正する。

- 0	
改正後	改正前
(指定管理者の候補者の選定)	(指定管理者の候補者の選定)
第 4 条	第4条
1~2 略	$1 \sim 2$ 略

- 3 市長等は、前2項の規定による選定をしよ うとするときは、第15条第1項に規定する選 定委員会に諮問しなければならない。
- 4 市長等は、第1項及び第2項の規定により 3 市長等は、前2項の規定により候補者を選 候補者を選定した後、法第244条の2第6項の 議会の議決を経るまでの間において、当該候 補者を指定管理者に指定することが著しく不 適当と認める事由が生じたときは、当該候補 者を指定管理者に指定しないことができる。 この場合において、市長等は、当該選定にお いて候補者としなかった申請団体で第1項各 号に掲げる基準を満たすもの(当該基準を満 たすものがいなかった場合においては、第2
- 定した後、法第244条の2第6項の議会の議決 を経るまでの間において、当該候補者を指定 管理者に指定することが著しく不適当と認め る事由が生じたときは、当該候補者を指定管 理者に指定しないことができる。この場合に おいて、市長等は、当該選定において候補者 としなかった申請団体で第1項各号に掲げる 基準を満たすもの(当該基準を満たすものが いなかった場合においては、前項の規定に準 項の規定に準じて選定したもの)を候補者に|じて選定したもの)を候補者に選定すること

選定することができる。

ができる。

(選定委員会の設置)

- 第15条 第4条第1項及び第2項の規定による 候補者を選定するために必要な事項を調査審 議するため、次の各号に掲げる公の施設の区 分に応じ、当該各号に定める指定管理者候補 者選定委員会(以下「選定委員会」という。) を置く。
  - (1) 市長部局が所管する公の施設 門真市 指定管理者候補者選定委員会
  - (2) 教育委員会が所管する公の施設 門真 市教育委員会指定管理者候補者選定委員会
- 2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織 する。
- 3 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうち から市長等が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 指定予定施設の管理運営について専門的な知識を有する者
  - (3) 本市の職員
- 4 選定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命 の日から指定予定施設に係る候補者の選定を 行うまでの間とする。ただし、再任を妨げな い。

第16条 略

第15条 略

**附** 則(平成25年3月28日門真市条例第4号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則(平成25年5月20日門真市条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日門真市条例第4号)

(施行期日)

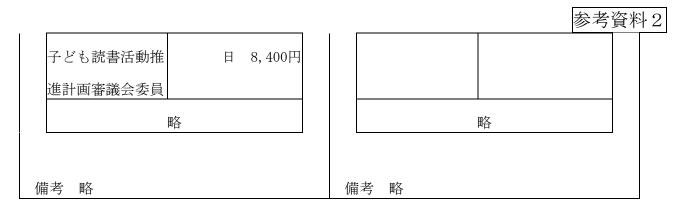
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 改正後 改正前 別表 (第1条関係) 別表 (第1条関係) 区分 報酬額 区分 報酬額 **S**略 略 自治基本条例推進 自治基本条例推進 略 略 委員会委員 委員会委員 幸福度指標策定委 日 8,400円 員会委員 障害者地域協議会 日 8,400円 委員 (仮称) 門真市ま 日 8,400円 ちづくり基本条例 検討委員会委員 門真市民文化会館 日 8,400円 舞台設備等大規模 改修計画策定業務 委託事業者選定委 員会委員



附 則(平成26年9月29日門真市条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	30							
	改正後			改正前				
別	<b>別表</b> (第1条関係)			<b>別表</b> (第1条関係)				
	区分	報酬額		区分	報酬額			
	~	略		~	略			
	認定農業者•認定新規			認定農業者認定委員				
	就農者認定委員会委	略	略	会委員	略			
	員							
	~	略		~	略			
備	考 略		考 略					

附 則(平成27年3月24日門真市条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

る。

改正後			改正前	
(第1条関係)		別表	(第1条関係)	
区分	報酬額		区分	報酬額
<b>\$</b> 略			5 略	
ひとり親家庭等自立促 進計画審議会委員	略		母子家庭等自立促進計画審議会委員	略
			<b>\$</b> 略	
<b>\$</b> 略			(仮称)門真市立総合体 育館設計業務委託事業 者選定委員会委員 略	日 8,400円
			門真市民文化会館舞台 設備等大規模改修計画 策定業務委託事業者選 定委員会委員	日 8,400円
子ども読書活動推進計 画審議会委員	略		子ども読書活動推進計 画審議会委員	略
(仮称) 門真市まち・ひ と・しごと創生総合戦略 審議会委員	日 8,400円			
教育振興基本計画策定 委員会委員	日 8,400円			
(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円			
			略	

### 附 則(平成28年3月24日門真市条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
  - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

改正後	改正前		
別表(第1条関係)	別表 (第1条関係)		
区分 報酬額	区分 報酬額		
	∤ 略		
	子ども英会話講座事業 日 8,400円		
	委託事業者選定委員会		
	委員		
	∤ 略		
) m/r	幸福度指標策定委員会 日 8,400円		
} 略	委員		
	略		
	(仮称) 門真市まちづ 日 8,400円		
	くり基本条例検討委員		
	会委員		
	略		
まち・ひと・しごと創	(仮称) 門真市まち・		
生総合戦略審議会委員 略	ひと・しごと創生総合 略		
	戦略審議会委員		
略	略		
(仮称) 門真市立生涯	(仮称) 門真市立生涯		
学習複合施設設計業務略	学習複合施設設計業務略		
委託事業者選定委員会 ""	委託事業者選定委員会		
委員	委員		
行政不服審査会委員 <u>日</u> 8,400円			
地域生活支援拠点の建 日 8,400円			
設及び運営事業者選定			
委員会委員			
児童福祉審議会委員 <u>日</u> 8,400円			
<u>魅力ある教育づくり審</u> <u>日</u> <u>8,400円</u>			
議会委員			
略	略		
備考 略	備考 略		

(門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(基準の向上)

真市附属機関に関する条例(平成25年門真市 条例第3号) 別表第2号に規定する門真市児 童福祉審議会をいう。) の意見を聴き、その 監督に属する放課後児童健全育成事業を行う 者(以下「放課後児童健全育成事業者」とい う。) に対し、この条例で定める基準を超え て、その設備及び運営を向上させるように勧 告することができる。

(基準の向上)

**第4条** 委員会は、門真市児童福祉審議会(門**第4条** 委員会は、門真市子ども・子育て会議 (門真市附属機関に関する条例(平成25年門 真市条例第3号)別表第2号に規定する門真 市子ども・子育て会議をいう。) の意見を聴 き、その監督に属する放課後児童健全育成事 業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業 者」という。) に対し、この条例で定める基 準を超えて、その設備及び運営を向上させる ように勧告することができる。

2 略 2 略

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第18 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正す

改正後 改正前 (基準の向上) (基準の向上)

**第4条** 委員会は、門真市児童福祉審議会(門**第4条** 委員会は、門真市子ども・子育て会議 真市附属機関に関する条例(平成25年門真市 条例第3号) 別表第2号に規定する門真市児 童福祉審議会をいう。) の意見を聴き、その 監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以 下「家庭的保育事業者等」という。) に対し、 この条例に定める基準を超えて、その設備及 び運営を向上させるように勧告することがで きる。

2 略

(門真市附属機関に関する条例(平成25年門 真市条例第3号) 別表第2号に規定する門真 市子ども・子育て会議をいう。)の意見を聴 き、その監督に属する家庭的保育事業等を行 う者(以下「家庭的保育事業者等」という。) に対し、この条例に定める基準を超えて、そ の設備及び運営を向上させるように勧告する ことができる。

**附 則** (平成28年9月30日門真市条例第24号)

2 略

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の 行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (平成29年3月27日門真市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<u>る。</u>					
改正後			改正前		
別表 (第1条関係)		別	<b> 表</b> (第1条関係)		
区分	報酬額		区分	報酬額	
}	各		\ E	\$	
英語教育活動事業派遣 事業者選定委員会委員	略		英語教育活動事業委託 事業者選定委員会委員	略	
} ∥	各		} ⊞	\$	
魅力ある教育づくり審 議会委員	略		魅力ある教育づくり審 議会委員	略	
小規模保育事業所設置	日 8,400円				
運営事業者選定委員会 委員					
認定こども園名称検討 委員会委員	日 8,400円				
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則(平成29年3月31日門真市条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日門真市条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正す

る。

	改正後					改正前			
別	表(第1条関係)			別	J	<b>長</b> (第1条関係)			
	区分	報	酬額			区分	報	<b>と酬額</b>	
						~ 略			
					δ	めざせ世界へはばたけ事	<u>日</u>	8,400円	
					2	<u>業推進委員会委員</u>			
					L	~ 略			
	( 141				2	小規模保育事業所設置運	日	8,400円	
					1	営事業者選定委員会委員			
					70	忍定こども園名称検討委	<u>日</u>	8,400円	
					1	員会委員			
	空家等対策協議会委員		略		2	空家等対策協議会委員		略	
	自殺対策計画審議会委員	<u>日</u>	<u>8,400円</u>		L				
	地域子育て支援センター	<u>日</u>	<u>8,400円</u>		L		_		
	運営事業委託事業者選定				L				
	<u>委員会委員</u>				L				
	略				L	略			
	備考略				偱	開考 略			

附 則(平成30年9月25日門真市条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正す

る。

改正後	改正前
別表(第1条関係)	別表(第1条関係)

区分	報酬額				
$\sim$ F	各				
地域子育て支援セン					
ター運営事業委託事	略				
業者選定委員会委員					
門真プラザ再整備事	日 8,400円				
業支援業務委託事業					
者選定委員会委員					
略					

	<b>少</b> 一
区分	報酬額
~ #	各
地域子育て支援セン	
ター運営事業委託事	略
業者選定委員会委員	
略	

備考 略

備考 略

附 則 (平成31年3月25日門真市条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
  - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

	改正後		改正前			
別	表(第1条関係)		別.	表(第1条関係)		
	区分	報酬額		区分	報酬額	
				→ 略		
				敬老会事業委託事業者及	且 8,400円	
				び金婚記念品選定委員会		
				<u>委員</u>		
				→ 略		
	) m&			地域生活支援拠点の建設	且 8,400円	
				及び運営事業者選定委員		
				<u>会委員</u>		
				略		
				魅力ある教育づくり審議	<u>日</u> 8,400円	
				<u>会委員</u>		
				〉 略		
	門真プラザ再整備事業支			門真プラザ再整備事業支		
	援業務委託事業者選定委	略		援業務委託事業者選定委	略	
	員会委員			員会委員		
	いじめ問題再調査委員会	<u>日 8,400円</u>				
	<u>委員</u>					
	小規模保育事業所設置運	<u>日 8,400円</u>				
	営事業者選定委員会委員					
	公立園最適化検討委員会	<u>日 8,400円</u>				
	<u>委員</u>					
	学校いじめ防止対策審議	<u>日</u> 8,400円				
	<u>会委員</u>					
	略			略		
	備考 略			備考 略		

附 則(令和2年3月19日門真市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

	改正後				改正前				
別	表(第1条関係)			別	表(第1条関係)				
	区分	報	酬額		区分	報	酬額		
					≀ 略				
					第5次総合計画施策評価	<u>日</u>	8,400円		
	→ 略				委員会委員				
	, ,,,,				市民公益活動事業審査会	日	8,400円		
					<u>委員</u>				
	(仮称) 門真市立生涯学				(仮称) 門真市立生涯学				
	習複合施設基本設計業務				習複合施設設計業務委託				
	委託事業者選定委員会委		略		事業者選定委員会委員		略		
	<u><u> </u> </u>				<del>于米市区是安民公安民</del>				
					~略				
					自殺対策計画審議会委員	日	8,400円		
					≀ 略				
					小規模保育事業所設置運	日	8,400円		
	, MA				営事業者選定委員会委員				
					公立園最適化検討委員会	日	8,400円		
					<u>委員</u>				
					略				
	国民健康保険データヘル	日	8,400円			_			
	ス計画及び門真市特定健 康診査等実施計画推進委								
	員会委員								
	幸福町・垣内町地区まち	日	8,400円						
	づくり用地活用事業者候	<u>H</u>	0, 10011			_			
	補者選定委員会委員								
	結核対策委員会委員	<u>日</u>	8,400円						
	心臓検診委員会委員	<u>日</u>	8,400円						
	略				略				
	備考 略				備考 略				

附 則(令和2年9月18日門真市条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	:		改正前			
別表	(第1条関係)		別ā	別表(第1条関係)			
	区分	報酬額		区分	報酬額		
	~ 略	;		~ 略			
	心臓検診委員会委員	略		心臓検診委員会委員	略		
	子どもの未来応援プロ	日 8,400円					
	グラム事業委託事業者						
	選定委員会委員						
	略			略			
偱	青考 略		ſ	<b> </b>			

附 則(令和3年3月22日門真市条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
  - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

	改正後				改正前				
別	表(第1条関係)			別	別表 (第1条関係)				
	区分	報	酬額		区分報酬額				
					≀略				
					ひとり親家庭等自立促進 日 8,400円				
					計画審議会委員				
	≀ 略				≀ 略				
					<u>まち・ひと・しごと創生</u> <u>日</u> <u>8,400円</u>				
					総合戦略審議会委員				
					≀ 略				
	文化財保護審議会委員		略		文化財保護審議会委員略				
	地方創生検証委員会委員	<u>日</u>	8,400円						
	総合交通戦略策定協議会	日	8,400円						
	<u>委員</u>								
	パークイノベーション計	日	8,400円						
	画審議会委員								
	略				略				
	備考 略				備考 略				

附 則(令和4年3月22日門真市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

	改正後		改正前				
別表	 			別表	(第1条関係)		
	区分	報酬額			区分	報酬額	
					~ 略		
					(仮称) 門真市立生涯学	日 8,400円	
~ 略				習複合施設基本設計業			
					務委託事業者選定委員		
					会委員		

パークイノベーション		
計画審議会委員		略
(仮称)門真市立生涯学	日	8, 400 F
習複合施設整備事業者		
選定委員会委員		
地域公共交通会議委員	日	8,400
(仮称)門真市立第四中	日	8,400
学校区小中一貫校基本		
設計業務委託事業者選		
定委員会委員		
就学支援委員会委員	日	8, 400F
略		

~ 略	l
幸福町・垣内町地区まち	日 8,400
づくり用地活用事業者	
候補者選定委員会委員	
~ 略	
パークイノベーション	
計	略
画審議会委員	
略	

附 則(令和4年6月24日門真市条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

改正後	改正前
<b>別表</b> (第1条関係)	別表(第1条関係)

区分	報酬額
~ 略	
就学支援委員会委員	略
庁舎エリア整備審議会	日 8,400円
委員	
略	
備考 略	

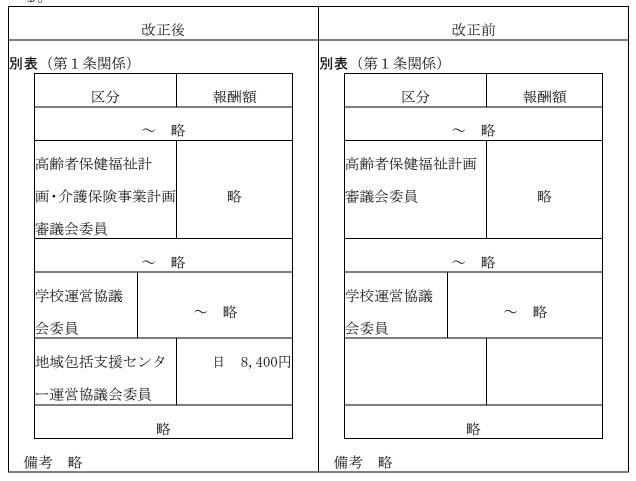
報酬額
略

備考略

附 則(令和4年9月27日門真市条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。



### 附 則(令和4年12月16日門真市条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による改正前の門真市附属機関に関する条例別表第 1号の表に掲げる門真市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者又は この条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る門真市附属機関に関する条例施行規 則(平成25年門真市規則第16号)第8条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない 義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前に旧審査会又は旧審議会にされた諮問(旧審議会にされた諮問にあっては、 施行条例第7条に規定する要件に相当するものに限る。)は、審査会にされたものとみなし、当 該諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月27日門真市条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
  - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

	改正後			改正前		
<b>別表</b> (第1条関係)		別才	(第1条関係)			
	区分	報酬額			区分	報酬額
					~ 略	
					パークイノベーション	日 8,400円
	~ 略				計画審議会委員	
					~ 略	
					(仮称)門真市立第四中	日 8,400円
					学校区小中一貫校基本	

地域包括支援センター		m/ <del>/</del>
運営協議会委員		略
地域包括支援センター	日	8, 400
運営業務委託事業者選		
定委員会委員		
介護保険施設等整備事	日	8, 400
業委託事業者選定委員		
会委員		
地域密着型サービス等	日	8, 400
運営委員会委員		
古川橋駅北交流広場等	日	8, 400
基本設計業務委託事業		
者選定委員会委員		
(仮称) 門真市立第四中	日	8, 400
学校区義務教育学校整		
備事業者選定委員会委		
員		
略		

設計業務委託事業者選		
定委員会委員		
~ 略		
地域包括支援センター		
運営協議会委員	略	
略		

附 則(令和5年3月27日門真市条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月5日門真市条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部

備考 略

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表	(第1条関係)		別表	(第1条関係)	
	区分	報酬額		区分	報酬額
	~ 略			~ 略	
	(仮称) 門真市立第四中			(仮称) 門真市立第四中	
	学校区義務教育学校整	m <i>k</i> z		学校区義務教育学校整	m/cz
	備事業者選定委員会委	略		備事業者選定委員会委	略
	員			員	
	門真市ものづくり産業	日 8,400円			
	振興懇話会委員				
	略			略	
傭	背考 略		俳	背考 略	

附 則(令和5年9月29日門真市条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

改正後		改正前
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)
区分	報酬額	区分 報酬額
○ 略		〉 略
介護認定審査会 \ 略	〉略	介護認定審査会 〈 略 〈 略
委員		
庁舎エリア整備事業委託	<u>日 8,400円</u>	
事業者選定委員会委員		
略		略
備考略		備考略

附 則(令和6年3月26日門真市条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

	改正後			改正前		
別	表(第1条関係)		別	表(第1条関係)		
	区分	報酬額		区分	報酬	酬額
				≀ 略		
				庁舎エリア整備審議会委	日	8,400円
				員		
				~略		
				古川橋駅北交流広場等基	日	8,400円
	~略			本設計業務委託事業者選		
				定委員会委員		
				(仮称) 門真市立第四中	日	8,400円
				学校区義務教育学校整備		
				事業者選定委員会委員		
				~ 略		
	庁舎エリア整備事業委託	略		庁舎エリア整備事業委託		略
	事業者選定委員会委員	71		事業者選定委員会委員		111
	(仮称) 門真市立第五中	日 8,400円			_	
	学校区小学校基本設計等					
	業務委託事業者選定委員					
	会委員					
	略			略		
	備考略			備考 略		

附 則(令和6年6月20日門真市条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月27日門真市条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

改正後			改正前	
別表(第1条関係)		另	<b>人表</b> (第1条関係)	
区分	報酬額		区分	報酬額
~ 略			≀ 略	
(仮称) 門真市立第五中 学校区小学校基本設計等 業務委託事業者選定委員 会委員	略		(仮称) 門真市立第五中 学校区小学校基本設計等 業務委託事業者選定委員 会委員	服务
(仮称)門真市立生涯学 習複合施設家具調達事業 者選定委員会委員 略	日 8,400円			
備考略			備考 略	

附 則(令和7年3月24日門真市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 (第1条関係)	別表 (第1条関係)
区分報酬額	区分 報酬額
	∤ 略
	中学生海外派遣研修事業 旦 8,400円
	委託事業者選定委員会委
	具
	→ 略
) mbr	門真プラザ再整備事業支 日 8,400円
\	援業務委託事業者選定委
	員会委員
	~略
	庁舎エリア整備事業委託 日 8,400円
	事業者選定委員会委員
	略
(仮称) 門真市立生涯学	(仮称) 門真市立生涯学
習複合施設家具調達事業略	習複合施設家具調達事業略
者選定委員会委員	者選定委員会委員
糖尿病性腎症重症化予防 日 8,400円	
事業検討委員会委員	
いじめ問題対策連絡協議 日 8,400円	
会委員	
いじめ重大事態調査委員 日 8,400円	
会委員	
略	略
備考	備考
1~3 略	1~3 略
4 いじめ重大事態調査委員会委員の	
報酬額は、日額により難い場合とし て任命権者が認める特別な勤務に従	
事したときは、この表の規定にかか	
わらず、月ごとに10,000円に当該月	
における従事時間 (その時間に1時	
間未満の端数があるときは、これを	
切り捨てる。) を乗じて得た額とす	
<u>3.</u>	
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略

附 則 (令和7年3月24日門真市条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。(後略)

## 別表 (第1条関係)

# \_\_1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市建設事業再評価委員会	本市が実施する建設事業の効率性及びその実施過程の透
	  明性の向上を図るために必要な事項についての調査審議
	に関する事務
門真市カドマイスター認定委員会	門真市カドマイスターの認定を受けようとする事業者の
	認定に係る審査に関する事務
門真市中小企業サポートセンター運	門真市中小企業サポートセンター運営事業に係る委託事
営事業委託事業者選定委員会	業者を選定するために必要な事項についての調査審議に
	関する事務
門真市認定農業者・認定新規就農者認	本市における農業経営改善計画及び青年等就農計画の認
定委員会	定に係る審査に関する事務
門真市社会福祉法人設立認可等審査	社会福祉法人の設立認可等を行うために必要な審査に関
会	する事務
門真市地域福祉計画審議会	門真市地域福祉計画を策定するために必要な事項につい
	ての調査審議に関する事務
門真市地域福祉計画推進協議会	門真市地域福祉計画を推進するために必要な事項につい
	ての調査審議に関する事務
門真市医療事故調査委員会	門真市保健福祉センター診療所における診療により生じ
	た事故に係る調査審議に関する事務
門真市健康増進計画・食育推進計画審	門真市健康増進計画・食育推進計画の策定及び当該計画
議会	を推進するために必要な事項についての調査審議に関す
	る事務
門真市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種及
	び本市が市民に勧奨して実施する予防接種により生じた
	健康被害についての医学的見地からの調査審議に関する
	事務
門真市高齢者保健福祉計画・介護保険	門真市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定

事業計画審議会	し、及び当該計画を推進するために必要な事項について
	の調査審議に関する事務
門真市養護老人ホーム入所判定委員	養護老人ホームの入所措置の適正な実施のために必要な
슾	審査に関する事務
門真市廃棄物処理業務委託事業者選	門真市廃棄物処理業務に係る委託事業者を選定するため
定委員会	に必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市交通問題対策協議会	交通の混雑による公共輸送機関の機能の低下、交通事故、
	交通公害、交通機関のあり方その他の交通問題の解決を
	図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市住居表示審議会	町名、町区画及び住居番号の表示に係る総合審議に関す
	る事務
門真市新型インフルエンザ等行動計	門真市新型インフルエンザ等行動計画の策定及び当該計
画審議会	画を推進するために必要な事項についての調査審議に関
	する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項に
	ついての調査審議等に関する事務
門真市行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の
	諮問に応じて行う審査請求事件についての調査審議に関
	する事務
門真市児童福祉審議会	次に掲げる事項についての調査審議に関する事務
	(1) 保育所の設置並びに家庭的保育事業等及び乳児等
	通園支援事業の認可
	(2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命
	令並びに認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の
	閉鎖命令
	(3) 家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業
	者に対する設備及び運営の向上のための勧告
	(4) 助産施設及び母子生活支援施設の設置者に対する
	事業の停止命令

門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第
	1項各号に掲げる事務及び教育・保育施設等の利用者負
	担についての調査審議に関する事務
門真市立放課後児童クラブ運営事業	門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を
委託事業者選定委員会	選定するために必要な事項についての調査審議に関する
	事務
門真市地域子育て支援センター運営	門真市地域子育て支援センター運営事業に係る委託事業
事業委託事業者選定委員会	者を選定するために必要な事項についての調査審議に関
	する事務
門真市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第
	2項に規定する第28条第1項の規定による調査の結果に
	ついての調査に関する事務
門真市子ども読書活動推進計画審議	門真市子ども読書活動推進計画を策定するために必要な
<u>숙</u>	事項についての調査審議に関する事務
門真市国民健康保険データヘルス計	門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健
画及び門真市特定健康診査等実施計	康診査等実施計画を策定し、及び当該計画を推進するた
画推進委員会	めに必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市子どもの未来応援プログラム	門真市子どもの未来応援プログラム事業に係る委託事業
事業委託事業者選定委員会	者を選定するために必要な事項についての調査審議に関
	する事務
門真市地方創生検証委員会	地方創生の推進を検証するために必要な事項についての
	調査審議に関する事務
門真市総合交通戦略策定協議会	門真市総合交通戦略を策定するために必要な事項につい
	ての調査審議に関する事務
(仮称) 門真市立生涯学習複合施設整	(仮称) 門真市立生涯学習複合施設の整備に係る事業者
備事業者選定委員会	を選定するために必要な事項についての調査審議に関す
	る事務
門真市地域公共交通会議	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に
	ついての調査審議に関する事務

門真市地域包括支援センター運営協	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確
議会	保するために必要な事項についての調査審議に関する事
	務
門真市地域包括支援センター運営業	門真市地域包括支援センター運営業務に係る委託事業者
務委託事業者選定委員会	を選定するために必要な事項についての調査審議に関す
	る事務
門真市介護保険施設等整備事業委託	門真市介護保険施設等整備事業に係る委託事業者を選定
事業者選定委員会	するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市地域密着型サービス等運営委	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域密着型
員会	サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支
	援事業を行う事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設
	定等についての調査審議に関する事務
門真市ものづくり産業振興懇話会	ものづくり産業の振興のために必要な事項についての調
	査審議に関する事務
(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家	(仮称)門真市立生涯学習複合施設に設置する家具の調
具調達事業者選定委員会	達事業者を選定するために必要な事項についての調査審
	議に関する事務
門真市糖尿病性腎症重症化予防事業	門真市糖尿病性腎症重症化予防事業に関する対象者の抽
検討委員会	出に係る基準設定及び事業実施に係る体制構築のために
	必要な事項についての調査審議に関する事務

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関
	する必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市教育委員会点検・評価検討委員	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に
会	ついて、点検及び評価を行うために必要な検討及び審議
	に関する事務
門真市英語教育活動事業派遣事業者	門真市英語教育活動事業に係る派遣事業者を選定するた
選定委員会	めに必要な事項についての調査審議に関する事務

	2 JA1
門真市幼児教育振興検討委員会	幼児教育の振興と充実を図るために必要な事項について
	の調査審議に関する事務
門真市立義務教育諸学校教科用図書	門真市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の
選定委員会	調査及び採択に関する事務
門真市生涯学習推進基本計画策定委	門真市生涯学習推進基本計画を策定するために必要な事
員会	項についての調査審議に関する事務
門真市教育振興基本計画策定委員会	門真市教育振興基本計画を策定するために必要な事項に
	ついての調査審議に関する事務
門真市立学校いじめ防止対策審議会	いじめの防止等のための対策の推進及びいじめ防止対策
	推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係
	を明確にするための調査審議に関する事務
門真市結核対策委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る結核検
	診及び結核対策の管理方針についての調査審議に関する
	事務
門真市心臓検診委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る心臓検
	診の結果及び心臓病対策の管理方針についての調査審議
	に関する事務
門真市就学支援委員会	特別な支援及び配慮を要する幼児、児童及び生徒の就学
	先又は進学先の決定に係る助言を行うために必要な事項
	についての調査審議に関する事務
(仮称) 門真市立第五中学校区小学校	(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務に
基本設計等業務委託事業者選定委員	係る委託事業者を選定するために必要な事項についての
会	調査審議に関する事務
門真市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの
	防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事務
門真市いじめ重大事態調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態
	であって特に必要と認めるものに係る事実関係を明確に
	するための調査に関する事務

3 水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市上下水道事業経営審議会	本市の水道事業経営及び公共下水道事業経営の適正を図
	るために必要な事項についての調査審議に関する事務

一部改正〔平成25年門真市条例 4 号・25号・26年 4 号・21号・27年 4 号・28年 9 号・24号・29年 2 号・9 号・30年 1 号・16号・31年 4 号・令和 2 年 2 号・37号・3 年 1 号・4 年 2 号・18号・23号・32号・5 年 1 号・12号・14号・30号・6 年 3 号・21号・28号・7 年 2 号〕